

令和 6 年 6 月 5 日現在

機関番号：12603

研究種目：基盤研究(B)（一般）

研究期間：2021～2023

課題番号：21H03701

研究課題名（和文）共生社会の実現に向けた社会政策としての多言語政策に関する言語社会学的国際比較研究

研究課題名（英文）International Comparative Study on Multilingual Policy toward an Inclusive Society: from the Perspective of Sociology of Language

研究代表者

萩尾 生 (Hagio, Sho)

東京外国語大学・世界言語社会教育センター・教授

研究者番号：10508419

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 10,400,000円

研究成果の概要（和文）：相異なる属性を帯びた多様な人間が1つの社会空間において差別されることなく共生することを保障しようとする政策においては、本調査対象国であるEU圏のフランス、ドイツ、スペインと東アジアの日本、台湾、韓国の6か国/地域のいずれにおいても、単一ないし複数の言語習得を基軸としていることが明らかになった。また、台湾、韓国、スペインでは、家族がそうした施策の明示的/非明示的な対象となるケースも確認された。なお、日本以外の対象国では、こうした施策が「社会統合」の文脈で人権や市民権の問題と連動して実施されており、日本の「多文化共生」概念の特殊性が改めて浮き彫りになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

社会の多言語性・多文化性を積極的に肯定する「共生社会」の実現に多言語政策がいかに資することが可能かという当初の研究目的を十分に達成したとは言い難い。だが、EU3か国と東アジア3か国における（多）言語政策の特徴を臨地調査を踏まえて明らかにし、日本の「多文化共生」概念が、その理念はさておき、政策に反映されるにおいて、必ずしも言語権や市民権の擁護と連動していない可能性を明らかにした点に、本研究の意義がある。

研究成果の概要（英文）：In terms of policies that aim to ensure that people with different attributes can live together without discrimination in a given society, it is clear that in all six countries/regions covered by this comparative study (France, Germany, Spain, Japan, Taiwan, and South Korea), single or multiple language acquisition is the cornerstone of such policies. In Taiwan, Korea, and Spain, family members are sometimes explicitly or implicitly targeted for such measures. In the target countries other than Japan, these policies were implemented in conjunction with fundamental human rights issues in the context of social integration, highlighting the peculiarity of the Japanese concept of "multicultural conviviality (Tabunka Kyosei)".

研究分野：言語社会学 / 地域研究

キーワード：多文化共生 多言語主義 多文化主義 社会統合 社会包摂 差別と共生 移民政策 シティズンシップ

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

本研究は、国境を越えたヒトの移動が世界規模で加速度的に進行してシティズンシップの内実が変容していく今日、社会の多言語性・多文化性を積極的に肯定する「共生社会」の実現に多言語政策がいかに資することが可能かを問う、言語社会学的視点に立った国際比較研究である。

本研究の核心をなす学術的な「問い」は、社会政策としての多言語政策は多文化・多言語共生社会の実現に資するか、資するとすればそこに求められるものは何か、というものである。共生社会研究の切り口は、法、民族、宗教、ジェンダーなど多岐にわたるが、本研究の主たる切り口は言語にある。言語の社会的側面と換言してもよい。理由は次のとおりである。

日本で「多文化共生」という概念が広く謳われ出したのは、2006年に総務省が発した「地域における多文化共生推進プラン」以降のことである。一般に多文化共生社会を支える基本理念は人権である。ところが、今までのところ日本における多文化共生施策の運用は、事実上個々の地方自治体に任せられ、その大半が、「多言語サービス」(公共空間における広報媒体、案内掲示、音声案内の多言語表記/発話への対応等)あるいは「多言語支援」(医療通訳や司法通訳、国外にルーツを持つ児童に対する学校での日本語/母語の運用能力支援等)に留まる。たとえ母語に配慮した取組への言及があっても、権利としての母語教育のように、明示的な市民権ないし人権を謳う施策はほとんどない。言語政策は、言語の内的構造に係る corpus 政策(正書法の整備等)と言語の社会的な地位や使用に係る status 政策(公用語規定や言語権の保障等)の二つの側面を持つが、日本では前者の言語政策は存在しても、諸々の社会問題を解決する社会政策としての言語政策に関する包括的な合意はいまだないのである。

かたや言語の社会的機能には、コミュニケーション機能とアイデンティティ確認機能の二つが存在する。ところが共生社会の実現という観点からすると、言語に内包されるこれらの社会的機能は両義的である。というのは、発話行為にしばしば見られる弁別や、アイデンティティ確認機能における自他差異化には、ともすれば共生の思想とは相容れない、区別することに由来する差別を生み出しかねない性向が内在しているからである。それだけに、このような性質を帯びた言語と多文化共生社会の根幹を成す人権思想とを、いかに関連づけて社会政策に落とし込むことができるか、という思弁的な問いもまた、本研究の核心に関わってくる。

2. 研究の目的

上述の問題意識に発する本研究の目的は、日本における多文化・多言語共生社会の実現に向けた多言語政策のあり方を、日本を含む計6か国の国際比較を通して提言し、言語社会学研究の発展に寄与することにある。6か国とは、EU圏のフランス、ドイツ、スペイン、そして東アジアの日本、台湾、韓国である。フランスを除けば20世紀中葉から同世紀末までの間に移民の送出国から受入に転じた後発の移民受入国家であり、いずれも世界共通語としての英語の存在に目下対峙する非英語圏に属す共通点を持つ。

本研究は、個人や小集団の言語運用能力の分析・開発などミクロな言語事象に注目しがちな社会言語学や言語教育学と、言語を抽象的事物として捉え、個人を捨象したマクロな社会構造や社会制度に着目する傾向の強い(教育)社会学の二領域の研究者を集め、多言語政策と社会統合の関係性に焦点を当てる。さらには、差別論を専門とする思想史研究者の協力を仰ぎ、言語と共生思想についての思考枠組みを構築することも企図している。

本研究は、当初、とりわけ以下の5点を解明することを目指していた。

(1)日本の「多文化共生」概念の国際的位置づけ。公的性格を帯びた日本の諸機関によってしばしば multicultural symbiosis と英訳されている「多文化共生」概念は、この英訳が何らの説明なしには国外で理解され難いことに明らかとなり、日本独特の概念である。そこで、この日本独自の考え方の特徴を、「多文化主義 multiculturalism」や「異文化間交流 interculturality」といった国際的に汎用されている概念とどのように重なり、あるいは差異化されるのか、国際的文脈の中に位置づける。

(2)研究対象国における「共生社会」を目指す法制度枠組みと相互比較。上記(1)の作業と併せて、研究対象6か国における「共生社会」を目指す政策理念や法制度の概要を文献資料により精査し、比較考察する。

(3)教育/労働現場の意識と実態。「共生社会」の実現に向けては、当該社会内部の少数者の処遇が鍵となる。そこで、こうした少数者の生の声を拾い上げる参与観察と聴き取り調査を実施する。

(4)共生社会の実現を目指す社会政策として言語政策に求められる要素。上記(3)を通して得られた言説を分析し、「共生社会」実現に向けた施策と現場の実態や意識との間の乖離の有無を精査する。乖離があるとすれば、その要因を抽出して比較分析し、とくに日本の「多文化共生」社会実現の観点から、単なる「多言語サービス」や「多言語支援」を超えた多言語政策のあり方を具体的に提言する。提言に際しては、共生社会の実現に資する研究者の社会的役割ないし社会との関係性についても、付言する。

(5)共生をめぐる言語の社会的機能の両義性。以上の作業を経て、言語と差別/共生、という言

語の社会的機能の両義性について、論点整理と問題提起を仮説的に行う。

3. 研究の方法

上記「2. 研究の目的」で述べた5つの目的を達成すべく、本研究はおおむね以下の3つの手法を用いて遂行された。

まず、上記目的の(1)と(2)については、各種レベルの法令や行政文書等の公文書、民間組織の設立趣旨や広報媒体、さらにはメディア記事を対象にして、テキスト分析と言説分析を実施した。

次に、上記目的の(3)に関連して、調査対象者には「領域性に根ざす言語文化的少数者」と「領域性が希薄な言語文化的少数者」(移入民の1世、2世等)の一方ないし双方を想定し、調査フィールドとしては、教育機関(初等教育機関等)と労働現場(事業場、組合等)を中心に、両者を管轄する行政体や民間支援団体を含めた関係者を緩やかに想定した。とくに解明したい事象は、(a)多言語サービスや多言語支援の実態、(b)それが法制度や政策理念にどこまで合致しているか、(c)サービスや支援の受益者の意識、(d)その意識を政策立案側や支援側はどう受け止めるか、という点であり、現行の多言語政策が少数者の包摂/排除にどのような作用を及ぼしているかを探る。方法論的には、半構造化インタビューによる質的調査を念頭に置くが、教育機関における構造化インタビューや労働現場におけるフォーカス・グループ・インタビューなど、現場の状況に応じて柔軟に対応した。

そして最後に、上記目的の(4)と(5)に関しては、上述の(1)(2)(3)を通して得られた知見を研究メンバーが集まり(年に3回~5回)、知見を共有するとともに、疑問点や比較軸の立て方などを議論した。

なお、メンバーの専門分野で必ずしもカバーできない事象については、外部の専門家の協力を仰いだ。例えば、日本の「多文化共生」の法学的観点からの解釈については、名城大学法学部の近藤敦教授を招き、メンバーと議論する場を設けた。このほか、文部科学省の事務官や本学博士後期課程大学院生などにも、随時オブザーバーとして議論に参加してもらった。

4. 研究成果

2020年(令和2年)3月に興った新型コロナウイルス肺炎によるパンデミックの影響を受け、当初の研究計画は大きく変更せざるを得なくなった。なかでも国外での臨地調査は、2022年度(令和4年度)後半になるまで実施することができず、調査開始後も、当初予定していた調査対象機関が解散していたり、対象者が活動を停止していたり、当初の研究計画を立て直す必要に迫られた。また、2022年2月に勃発したロシアのウクライナ侵攻も、とくに西欧諸国の社会の諸領域に対して緊迫した状況を生み出した。

このように目まぐるしく急転した国際情勢の中で、本研究は、上記目的の(1)と(2)に関する文献調査と言説分析に集中する一方、パンデミックが緩和していく過程において、上記目的の(3)に関連して当初研究計画を修正した臨地調査を実行し、新たな現状を記録していくことに注力した。なお、上記目的の(4)と(5)については、仮説的な結論を導き出す段階に至らず、所期の目的を達成したとは言い難い。

このような制約的な条件下において本研究から得られた知見は、以下のとおりである。

(1)まず、「共生」という概念に関連して、日本の「多文化共生」という概念は日本特有のものである。例えばスペインでは、「共生」という用語は、もっぱらスペイン内戦に遡る国民の対立の宥和を目指すニュアンスで用いられている。日本以外の調査国においては、相異なる属性を有する多様な人間集団が1つの社会空間の中で共存することを目指すニュアンスでは、「社会的統合」という概念が汎用されている。その統合過程において言語の習得が重要視されている点は共通しているが、国や地域によって一言語主義か多言語主義かというニュアンスの違いが確認される。

(2)つぎに高等教育段階以前の教育に関し、現在日本全国の公立学校には日本語指導が必要な児童生徒が約6万人いる。広島県内にある公立小学校をパイロット校とし、日本語教室担当教員およびNPOと協働しながら、文部科学省の「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」を活用したうえで、Translanguaging Classroomの理論に基づいて授業づくりを行った結果、日本語に自信のない児童までも想いや考えを人前で発表することができるに至った。日本の学校現場では日本語を教えることが先行されてきたが、ことばを育てるという視点が抜けた場合が多い。共生社会における義務教育で行う教育は、発達段階にあわせてことばを育てることの重要性が、本研究から明らかになった。

(3)ドイツではドイツ語の言語習得を前提とした統合が進められてきたが、ウクライナ難民の受け入れにおいても言語習得が軸となっていることが現地調査から確認できた。ドイツ語習得を促すための「ウェルカムクラス」が各学校で新設・増設され、ドイツ入国直後から、公教育に包摂するシステムが機能している。一方で、ウクライナへの帰国の意思を強くもつひとが多い中、ドイツ語習得のモチベーションもさまざまであり、ドイツ語習得を前提とした統合のありかたは、現場から問い直されている。このほか、宗教教育への着目から、宗教科にイスラームが追加され、それぞれの信仰が尊重され、共に社会をつくる、共生がうたわれている点が着目される。他の宗教を学ぶ機会を作るために、「みんなのための宗教科」という教科を新たに設置している州もみられる。各州の多様な宗教教育の展開が、近年強まる排外主義にどのような影響を与えていくのか、今後の課題として残される。

(4)スペインもドイツ同様、教育に関する権限は自治州にある。実態調査を行ったバスク州では、スペイン語とバスク語の併用公用語体制が敷かれているが、公教育の現場では、少数言語たるバスク語に対する積極的是正措置が導入され、学童の3/4はバスク語を教授言語とするイマージョン教育を受けている。バスク語を知らない者に関しては、スペイン語を母語としない者の方が、スペイン語を母語とする者よりも、バスク語環境に対する適応が高い傾向にあるという現場教員の声は興味深い。学校外の公共空間でのバスク語使用率は格段に下がるため、今後のさらなる検証を要する。なお、州外からの流入者の母語教育支援は、教室の外において実施されている。また、バスク語イマージョン教育を望まない者は、私教育へと流れる傾向にある。このほか、バスク州は、義務教育課程においてイスラーム教育が提供されているスペイン内の数少ない自治州の1つである。そしてまた、新たな動向として、少数言語の擁護を、基本的人権としての言語権擁護としてだけではなく、「文化財産」の保護という観点から主張する立場も確認された。

(5)台湾のこれまで学校教育では、対中国の台湾本土化のイデオロギーと関わる郷土言語教育が行われており、新住民語(ベトナム語、インドネシア語、タイ語、フィリピン語、カンボジア語、ビルマ語、マレー語)教育も同カリキュラムの選択科目として実施されてきた。しかしながら、新住民語教育は、台湾政府による「新南方政策推進計画」の一環とする経済貿易推進計画に基づいたもので、基本的には実益を目的としていることが明らかとなった。また、当該教育の特徴として、組織的に精緻化されている教師養成のしくみにもとづき、教師役の多くを新住民自身が行っている点が挙げられる。さらに、新住民だけでなく台湾人も新住民語の授業に参加している点も特筆すべきである。この実践は、言語ヒエラルキーが生じやすい移民社会において、新住民やその子女たちの尊厳を守る一助となり、新住民にとって健全なアイデンティティの形成にもつながることが期待される。

(6)労働・人権・女性の3つを鍵概念とする韓国の移住政策の理念と実態調査からは、以下の5つの知見が得られた。少子化の加速が止まらず人口減少の一途をたどる韓国では外国人の流入は待ったなしである。民間団体のたゆまぬ努力により外国人支援施策が押し上げられてきた。国の制度ができ予算がつくことで安定した支援が供給できるが、弊害もまた多い(制度化、官僚制化、行政の下請け化など)。1980年代までは移民送り出し国であった韓国にとって、多くの国民にとって外国人との共生という概念は意識され始めて間もないが近年急速に加速している。1990年代より韓国人と外国人の夫婦が注目されてきたが「韓国人」を作ることが意識されたため、韓国ではないルーツを持つ存在としての教育(外国人親の出身地の言葉、文化、アイデンティティなど)についての体系的な取り組みは行われてこなかった。

(7)とりわけ反(人種)差別運動の観点からフランスの非伝統的な労働組合活動家を対象とした聞き取り調査からは、2010年代以降のフランスで、学問界と社会運動界の密接な連動において、レイシズムや(ヘテロ)セクシズムなど、人種・ジェンダー・セクシュアリティ・階級などの絡み合う権力関係を、普遍主義の枠組みを超えて批判的に捉える動きが活発化したことが確認できた。学界においては、移民やマイノリティを「人種」や「インターセクショナルリティ」の語彙で捉える「脱植民主義的(décolonial)」なアプローチが、また社会運動では人種やジェンダーの「マイノリティ当事者」としての主張と「マジョリティ」とその「特権」の名指しが、差別をめぐる規範的言語としての「普遍主義」を問題化した点で、反差別の歴史における転換点を確認された。しかし、規範的言語に対する抵抗は、社会運動界と学界の秩序を揺るがし、国家レベルにまで至るバックラッシュも引き起こしている。

(8)このほか、日本国内の部落問題やアンダークラスの問題についても、現地での聞き取り実態調査と文献調査から、多言語多文化・共生社会という枠組みに位置づけることの重要性が再確認できた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計12件（うち査読付論文 7件 / うち国際共著 1件 / うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 小島祥美、各務真弓、近藤利恵、吉實フィリップよしお	4. 巻 24
2. 論文標題 ブラジルルーツの子どものためのポルトガル語教室の意義ー岐阜県可児市にある「サシ・ベレレ教室」の事例から	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 ボランティア岳研究	6. 最初と最後の頁 67-80
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 布川あゆみ	4. 巻 97 別冊
2. 論文標題 ドイツにおける宗教科とイスラーム	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 宗教研究	6. 最初と最後の頁 12-15
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 友常勉	4. 巻 34
2. 論文標題 大紀町の部落史について	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 解放研究	6. 最初と最後の頁 184-194
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小島祥美	4. 巻 14
2. 論文標題 守られていない外国籍の子どもへの教育への権利と命	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 移民政策研究	6. 最初と最後の頁 58-72
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岡田守弘、小島祥美、藤原愛、各務真弓、菰田さよ	4. 巻 23
2. 論文標題 学齡超過した外国につながる青少年と大学生が創るワークキャンプの意義とその効果ーコロナ渦でのNPO・大学との連携実践から	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 ボランティア学研究	6. 最初と最後の頁 115-122
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Ryuko Taniguchi, Sunisa Wittayapanyanon	4. 巻 12 (2)
2. 論文標題 Examples of Attempts at Contrastive Studies between Japanese and Chinese/Thai toward Linguistic Typology	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 JSN Journal	6. 最初と最後の頁 3-11
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.14456/jsnjournal.2022.11	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 該当する

1. 著者名 谷口龍子	4. 巻 25 (2)
2. 論文標題 書評 名嶋義直(編著)『リスクコミュニケーション 排除の言説から共生の対話へ』明石書店, 2021	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 社会言語科学	6. 最初と最後の頁 56-59
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.19024/jajls.25.2_56	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 田邊佳美	4. 巻 25
2. 論文標題 サバルタン・マイノリティ集団・政治的連帯一仏・旧植民地出身女性を中心とする対抗的公共圏の戦術	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 クアドランテ	6. 最初と最後の頁 55-85
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 小島祥美	4. 巻 14
2. 論文標題 守られていない外国籍の子どもの教育への権利と命	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 移民政策研究	6. 最初と最後の頁 58-72
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田邊佳美	4. 巻 47
2. 論文標題 フランス・旧植民地出身移民の抵抗と言語：<声>を取り戻すための文化・芸術実践	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 ふらんぼー	6. 最初と最後の頁 113-121
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 小島祥美	4. 巻 63 (10)
2. 論文標題 外国籍の子どもの就学と命を守るための提案	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 保健の科学	6. 最初と最後の頁 669-673
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小島祥美	4. 巻 54
2. 論文標題 外国籍の子どもの不就学問題と解決に向けた提案：20年間の軌跡からの問い直し	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 異文化間教育	6. 最初と最後の頁 78-94
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計10件（うち招待講演 2件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 小島祥美、榎井縁、高橋清樹
2. 発表標題 高校における日本語指導が必要な生徒に対する公正な評価と指導体制の在り方
3. 学会等名 基礎教育保障学会 第8回研究大会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 布川あゆみ
2. 発表標題 ドイツにおいて問い直される学校の役割－移民・難民の受け入れと「参加自由型」終日学校に着目して
3. 学会等名 日本比較教育学会 第59回大会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 布川あゆみ
2. 発表標題 ドイツにおける宗教科とイスラーム
3. 学会等名 第82回日本宗教学会公開シンポジウム（招待講演）
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 萩尾生
2. 発表標題 言語を知っていることと使うこと－バスク語をめぐる今日の言語社会学的状況から－
3. 学会等名 第11回多言語社会研究会大会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 田邊佳美
2. 発表標題 仏・旧植民地出身移民女性を中心化する予示的政治の空間－政治的連帯の隠された戦術
3. 学会等名 国際ジェンダー学会・国際移動とジェンダー分科会 第2回研究会（招待講演）
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 岡田守弘、小島祥美、藤原愛、各務真弓、菰田さよ
2. 発表標題 学齡超過した外国につながる青少年にとってのワークキャンプの有効性に関する一考察－コロナ渦での現役大学生との実践から
3. 学会等名 基礎教育保障学会 第7回研究大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 江口修三、伊藤美智代、小島祥美
2. 発表標題 自尊心を育成し、学習意欲を高める授業研究－トピック型JSLカリキュラム「ようこそ先輩！－夢をもとう・夢をはなそう－」の実践から－
3. 学会等名 子どもの日本語教育研究会 第8回大会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 田邊佳美
2. 発表標題 マイノリティと/が連帯する－フランスの旧植民地出身移民女性らを作る抵抗の空間
3. 学会等名 関東社会学会 第70回大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Ryuko Taniguchi
2. 発表標題 How do you respond when you are told that you are "joshi-ryoku ga takai" (your women's power is high) - The view of gender behind the words
3. 学会等名 17th International Pragmatics Conference (Online) (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 田邊佳美
2. 発表標題 フランスの旧植民地出身移民と言語 : 声を取り戻す反差別の実践
3. 学会等名 ワークショップ「フランコフォニー : 文化・社会・ことば」(オンライン)
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計6件

1. 著者名 萩尾生・吉田浩美(編著)	4. 発行年 2023年
2. 出版社 明石書店	5. 総ページ数 400
3. 書名 現代バスクを知るための60章【第2版】	

1. 著者名 小島祥美	4. 発行年 2023年
2. 出版社 明治書籍出版	5. 総ページ数 264
3. 書名 「公立夜間中学の設置促進・充実」教育の未来を研究する会(編)『最新教育動向2024-必ず抑えておきたい時事ワード60&視点120』所収(pp.86-89)	

1. 著者名 沼尾波子、池上岳彦、池谷秀登、倉地真太郎、小島祥美、関聡介、関根未来	4. 発行年 2023年
2. 出版社 旬報社	5. 総ページ数 328
3. 書名 多文化共生社会を支える自治体 外国人住民のニーズに向き合う行政体制と財源保障	

1. 著者名 谷口龍子 Ryuko TANIGUCHI	4. 発行年 2024年
2. 出版社 Wydawnictwo Rys	5. 総ページ数 376
3. 書名 「コロナ渦における首相記者会見演説の批判的談話研究—人称表現と発話の機能との関係を中心に—」 in Yuki Horie et al. (eds) "Practicing Japan. 35 Years of Japanese Studies in Poznan and Krakow" pp.299-310.	

1. 著者名 小島祥美	4. 発行年 2023年
2. 出版社 昭和堂	5. 総ページ数 272
3. 書名 「学校—ボランティアは何を励ますの？」李永淑（編）『モヤモヤのボランティア学』所収、pp.20-37	

1. 著者名 坂本恵・友常勉・東京外国語大学国際日本研究センター（編）	4. 発行年 2022年
2. 出版社 東京外国語大学出版会	5. 総ページ数 384
3. 書名 国際日本研究への誘い	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	小島 祥美 (Kojima Yoshimi) (10449473)	東京外国語大学・世界言語社会教育センター・准教授 (12603)	
研究分担者	友常 勉 (Tomotsune Tsutomu) (20513261)	東京外国語大学・大学院国際日本学研究院・教授 (12603)	
研究分担者	谷口 籠子 (Taniguchi Ryuko) (20570659)	東京外国語大学・大学院国際日本学研究院・准教授 (12603)	
研究分担者	田邊 佳美 (Tanabe Yoshimi) (40869880)	東京外国語大学・世界言語社会教育センター・講師 (12603)	
研究分担者	古橋 綾 (Furuhashi Aya) (60868818)	岩手大学・教育学部・准教授 (11201)	
研究分担者	布川 あゆみ (Fukawa Ayumi) (80799114)	東京外国語大学・世界言語社会教育センター・講師 (12603)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関